落札者各位

《輸出に関するお願い》

今回、お買い上げ頂きました機械類等（以下「製品」という）を買い受けた方が輸出に使用される場合、下記事項についてお願い申し上げます。

記

1．製品の全部又は一部を核兵器若しくは化学兵器及び生物兵器並びにこれらを運搬するためのミサイル等の大量破壊兵器又は通常兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的を有する者に販売、賃貸、譲渡又は使用許諾等をしないことはもとより、当該目的で自ら利用し又は第三者に利用させないようにして下さい。

2．製品を輸出等する場合又は非居住者に提供する場合は、「外国為替及び外国貿易法」等の輸出関連法規の定めに従い必要な手続きをお願い致します。なお、米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要になる場合も同様として下さい。

3．製品の全部又は一部を第三者に販売、賃貸、譲渡又は使用許諾等をする場合、当該第三者に対し、貴社の責任で前２項の定めを遵守させるようにして下さい。

4．製品を輸出するに当たり輸出先での安全規格、特許、商標での必要となる対応は全て貴社の責任で対応するようにして下さい。

以上

メ　モ